

申告所得税

2 - 3 青色申告者

(1) 所得階級別人員

階級区分	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人
70万円以下	648	32	153	833
100万円 "	1,342	113	316	1,771
150万円 "	3,491	526	1,287	5,304
200万円 "	4,409	922	1,803	7,134
250万円 "	4,536	1,043	2,374	7,953
300万円 "	4,220	1,178	2,433	7,831
400万円 "	6,444	2,250	4,236	12,930
500万円 "	3,816	1,648	3,534	8,998
600万円 "	2,292	970	2,881	6,143
700万円 "	1,362	583	2,333	4,278
800万円 "	758	294	1,727	2,779
1,000万円 "	910	262	2,418	3,590
1,200万円 "	430	94	1,394	1,918
1,500万円 "	449	49	1,309	1,807
2,000万円 "	549	18	1,218	1,785
3,000万円 "	484	7	1,112	1,603
5,000万円 "	352	-	870	1,222
5,000万円超	321	-	390	711
合 計	36,813	9,989	31,788	78,590

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成14年3月31日の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明：「青色申告」とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をしてこれに基づいた正確な申告適正な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずる業務を行う者であり、青色申告をした者には税額計算上種々の特典がある。